

11. 特別支援教育・障害児保育について

3) 障がい児保育

3歳以上で障がいの程度が中程度であり、集団保育が可能な児童を対象に実施しています。原則、児童1人に対し保育士1人を配置。本町保育所で実施(定員2名)しています。

《手続き》

障害者手帳又は手当支給を証明する書類

【担当】 洞爺湖町栄町 63 番地 1

健康福祉センター「さわやか」内

子育て支援課 子育て支援係 電話 82-7100